

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良地方法務局長から次のとおり公共測量を終了したことに付いて通知がありました。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（不動産登記法第十四条第一項による地図作成）

二 測量の地域 生駒郡斑鳩町龍田北一丁目並びに龍田西三丁目、六丁目及び八丁目地区

三 測量の終了年月日 平成二十六年二月二十八日